



村上税務署長賞

『「公平な税」とは何か』

新潟県立村上中等教育学校 3年

櫻井 優衣 さん

学校で開かれた租税教室の説明の中に、所得税の特徴というものがあった。それは所得が多い人ほど高い税率が適用される、というものだ。租税教室の先生は私たちに、

「この仕組みは公平だと思いますか。」

と問いかけた。この問いに私は答えることが出来なかった。所得が低い人の視点から考えると公平だが、所得が高い人の視点から考えると公平とは言えないのだ。

後日、税の公平について調べた。公平な税には「応益原則」と「応能原則」という二つの考え方があることが分かった。応益原則とは、税は利益を受ける人が負担すべきだという考え方のことである。私が調べる際に使用した教科書には「揮発油税」が例に上がっていた。これは道路をよく利用する人が負担する税だ。この税は、道路を使わない人は税を負担しない点では公平と言えるが、所得が高い人も低い人も同じ税額を負担するという点では公平とは言えない。

それに対して、応能原則は、税はそれぞれの支払い能力に応じて負担すべきだという考え方だ。この考え方を生かしたものが所得税の仕組みである。所得税は、所得が低い人にとっては所得が高い人との格差がなくなるという点で公

平だが、所得が高い人にとっては努力してお金をかせぐほど、多く納税しなくてはならないという点で公平とは言えないのだ。

このように、税は見る人によって公平か不公平かが変わってくる。税金は、高いか安いかで見ると公平とは言えない。そこで、私たちが支払う税がどのようなことに役立っているか、そこに目を向けて見るのが大切だと思う。学生が学校に通い、授業を受けることや、かぜを引いたら病院で診察してもらうことなどはすべて税金があったからこそできることである。国民一人一人が自分たちが払った税金のおかげで納得のいく生活ができているか、税が公平かどうかはこのような点にも言えるのではないか。

「公平な税とは何か」。この問いに具体的な答えはない。ただ、国民一人一人が税の制度に納得し、税によって満足のいく生活を送ることで初めて税を「公平」と言えるのではないか。

